

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	ITA対象品目への関税賦課	・カメラはデジタル商品との扱いでWTO ITA協定の下、関税がほとんどの国でかかっていない一方、レンズ、双眼鏡はITA協定の対象品目とならず関税が賦課されている。 －レンズ：6.7% －双眼鏡：4.2%	継続	・今後WTO ITA協定の拡大交渉での関税撤廃を要望して頂きたい。	・EU輸入関税率表
2	日機輸	関税還付の遅延、一貫性のない解釈	・基本的な問題は2023年と変わらず、規制の解釈が国によって統一されておらず、当局からの返答が大幅に遅れている。 2020年に関税の払い戻し申請を開始し、ドイツ、イタリア、英国については解決済み（何らかの理由で払い戻しが受けられなかった拒否を含む）。フランスはまだ返答を待っており、スペインについては当局から膨大な追加書類の提出を求められたが、払い戻しに見合わない労力のため断念した。	継続	・書類を適切に準備するために、（還付に関する）規程が明確かつ一貫のある解釈であることと、当局からの回答期日も示されることが望ましい。	・日欧EPA
3	日鉄連	アンチダンピング措置	・2014年8月14日、EU委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するAD調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 －2015年10月30日、EU委員会が全ての調査対象国についてクロとする最終決定。 －2020年10月30日、欧州委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するAD延長調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 －2022年1月17日、欧州委員会が措置継続する旨を公示。最低輸入価格制度に基づく除外措置も継続。	継続	・措置撤廃。	
4	日鉄連	セーフガード措置	・2018年3月26日、欧州委員会が鋼板類、棒鋼、線材、形鋼、鋼矢板、軌条、鋼管26カテゴリーを含む鋼材全般に対するセーフガード調査開始。 －2018年7月18日、暫定措置発動：欧州委員会を対象品目に対し関税割当を行い、超過したものに対して25%の追加関税を200日間賦課。 －2019年2月1日、最終決定：2019年2月2日より2021年6月30日まで対象品目に対し関税割当を行い、超過したものに対して25%の追加関税を賦課。 －2020年12月11日、欧州委員会が英国のEU離脱に伴い、EU27の措置として原措置の内容を変更。 －2021年2月26日、欧州委員会が措置延長調査の開始を公示。 －2021年6月25日、欧州委員会が措置延長（3年間）の最終決定を公示。 －2022年12月、欧州委員会が現行措置を2023年6月30日までに終了するか否かを判断するためのレビューを開始する旨、公示。 －2023年6月27日、欧州委員会がセーフガード措置を2024年6月30日まで継続するとして、23年7月以降の措置運用を官報公示（概ね現行通り）。 －2024年2月9日、欧州委員会が2回目となる措置延長見直し調査を開始する旨、公示。	変更	・措置撤廃。	
5	時計協	従価税と定額税の併用	・EUの輸入関税は従価税を基本としているが、ウォッチ完成品（HS9101&HS9102）には従価税（4.5%）と定額税（最低税額0.3ユーロと最高税額0.8ユーロ）を併用している。クロック完成品（HS9103 & HS9105）は3.7%～4.7%の従価税だけが課されている。	継続	・関税の撤廃または低減を要望。	・Commission Regulation (EC) No 1031/2008
6	日機輸	長年に渡るBTI承認	・拘束的関税分類情報（BTI：Binding Tariff Informatuin）の申請から承認までの時間がかかりすぎる。	継続	・リードタイムの短縮。	
7	時計協	原産地証明書取得手続の煩雑	・EPA申請に伴う国内での原産地証明取得手続きにおいてサフィックスを含む機種ごと、出荷単位ごとに原産地取得をしており、膨大な時間と都度費用発生という観点から極めてロスが大きい作業となっている。	継続	・サフィックスまで含めた複雑な個別管理の緩和。 ・申請及び費用発生を、出荷単位ではなく、新製品・未登録製品追加時のみに緩和。	
8	日機輸	英国のEU離脱に伴う関税負担（原産地証明）	・EU・英国貿易協力協定（TCA）において、日本、韓国、トルコ等には原産地証明の拡張累積が認められていないため、日本・韓国・トルコ等での生産部品の使用にかかるコストアップが負担となっている。	変更	・EU・英EPAにおける拡張累積の合意。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9	日機輸	通関手続きの不統一	・ EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。	継続	・ EU各国の全ての義務と規制を統一する。	
10	日機輸	品目マスタデータの材料記述の不十分	・ 税関タリフと輸出管理リストへの正確な分類のために詳細な品目マスタデータが必要だが、情報が欠落している場合あり。	継続	・ 工場/サプライヤーは、EU内での適切な分類に必要なすべての情報を追加する必要あり。	・ All EU countries by customs law and federal office for export control
11	日機輸	イギリスと欧州間の半導体装置の輸出入手続きの負担増	・ イギリスにある露光装置のサービス拠点から欧州に装置や付随する商品を輸出する場合、従来欧州各地域に直接輸送できていたが、BREXIT後はオランダで輸入で続きが必要となり、特に緊急を要する場合において支障となっている。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。(2023年1月時点)。	継続	・ 半導体装置においては、この手続きなく配送できる従来の形態を維持して頂きたい。	
12	日農工	英国のEU離脱による輸出混乱	・ 英国のEU離脱により英国からEU諸国へ輸出する際に追加輸出書類の提出を要求されたり、追加関税を請求される。 このようなケースがあり時間と手間が掛かっている。	新規	・ EU離脱前と同様の対応。	
13	時計協	輸出入許可要件の煩雑さ	・ ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約 (CITES) に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・ 輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ ワシントン条約
14	時計協	輸出入許可要件の煩雑さ	・ ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
15	日農工	危険品の輸送規制	・ バッテリー駆動製品出荷に関して各国輸送規制が厳しく、販売促進のネックになっている。基本リチウムイオンバッテリーは危険品扱いのため、船やエアに関わらず、危険品としての運賃受入やスペース確保が必要。現在は製品に附属のまま危険品コンテナでの輸送 (アメリカ) または製品から取り外してバッテリーのみをエア輸送 (欧州) 等、出荷先によって対応が異なるため、特にFOBは現地側の状況ヒアリングなどが+αで発生している。	継続	・ リチウムイオン電池の輸入は各国の規制でやむを得ない点が多いが、今後の世界的な需要を満たしていくために統一ルールなどがあれば対応しやすい。	
16	日機輸	規制等の情報確認の手段の不在	・ 規制の変更は、多くの場合、施行後にのみ発生。(F-ガス規制、コーディング、HSコードの年次変更)	継続	・ EU加盟国の規定、措置、関税コード、関税等、全ての変更を確認できる欧州情報プラットフォームを整備して欲しい。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日鉄連	対ロ制裁に伴う貿易管理強化	・ 2022年2月、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始。これに伴い、EUはロシアに対する制限的措置 (経済制裁) を採択、段階的にその内容を強化してきた。 ・ 2023年6月、第11次制裁パッケージを採択。第三国加工品 (EU域外国加工品) に対する輸入制限を強化すべく、2023年9月30日以降に第三国で生産・加工された制裁対象の鉄鋼製品をEU域内に輸入する場合に、ロシア産の原材料が使用されていないことの証明を義務付けた。	新規	・ 制度の緩和・撤廃。	
2	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制について、 - EUが対ロシア制裁パッケージ第11弾として2023年9月30日から開始した、ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制によって、対象となるHS製品をEU域外からEUに輸出する場合、ロシアを原産国とする材料を使用していない旨の書類の提出を求められることになった。エヴィデンスの種類などはEU各国税関の裁量に委ねる運用とされたことにより、同じ制裁 (規制) でありながら各国税関対応が統一されておらず、過剰な書類提出を求める国もあり、輸出国側対応で非常に工数がかかっている。 - 規制内容についてEU加盟国内企業の理解が十分でなく、規制対象以外の製品に対しても宣誓書の提出を求めてくるなどの対応にも追われている。 - 英国においても、同じHSを対象としたほぼ同一内容の制裁を行っている	新規	・ EU加盟国で統一した運用とするよう、運用面についても発効前に十分な設計をお願いしたい。 ・ EU企業が、輸入規制の内容を正確に理解するよう、EU内での説明会の実施等を促して頂きたい。 ・ 英国とEUで整合した規制内容として頂きたい。	・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019 ・ COUNCIL REGULATION (EU) 2023/1214 of 23 June 2023 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions

※経由団体：各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			が、英国の「ロシア産原材料を使用した鉄鋼製品」の定義がEUよりも厳しい内容となっている。			destabilising the situation in Ukraine (Annex V List of iron and steel products referred to in Article 3g) ・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019
3	医機連	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ Declarationの提出を求められている。 サプライヤーに対しロシア産原材料の使用の有無の確認作業を依頼している、サプライヤーには大きな負担となっている。	新規		・ EUR-Lex - 2023/1214 - EN - EUR-Lex (europa.eu) ,Specifically point 12 on article 3G (page 10)and the list on page 229-233
4	日商	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ 2023年9月30日のロシア産原材料のEU輸入制限適用以降、当社の在英子会社が、EU域内顧客から、製品にロシア産原材料が含まれていないことを証明する書類の提出を求められている。サプライチェーンがグローバルに展開しているなか、企業がロシア産鋼材が含まれているか否かを判別することは困難で、かつ、鉄鋼製品は幅広い製品に使用されることから、調達先への確認や証明書作成にコストがかかっている。	新規	・ 左記のとおり実効性に乏しく、またEU域外企業に多大なコストが発生している。ロシア産品の迂回輸出が確認された国からの輸入を差し止めるなど、実効性のある制度への改正を求めたい。	・ JETRO ロシア産鋼材使用の鉄鋼製品に対するEUの輸入制限 https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/a806ae37db56f209.html
5	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ EUが2023年9月30日から適用を開始したロシア産原材料を使用したEU域外国の鉄鋼製品に対する輸入制限により、日本などからの同製品輸入に影響が生じている。域外国で加工された対象の鉄鋼製品をEUに輸入する際、域内の輸入者は同製品を対象のロシア産原材料が含まれていないことを証明する書類の提出が求められる。	新規	・ 規制の撤廃をお願いしたいが、難しい場合は証明書類の簡略化を検討して頂きたい。	・ EU UK向け「鉄鋼・鉄鋼製品」の輸入規制が強化されている
6	印刷機械	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ EUの第11次ロシア制裁で、HS72、73類の鉄鋼製品がロシア製でないことの証明が必要となった。各仕入先にロシア製鉄鋼を使っていないことの確認が出荷前に事前に必要となり、資材部への負担が大きくなっている。国により大きく異なり、特にポーランドでは毎回チェックが入る。	新規	・ 印刷機の構成部品は数万点あり、1点1点でロシア製の有無を確認するのはほぼ不可能。	
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	毎年の消費者物価指数(CPI)上昇と金利上昇	・ 弊社だけの問題でなく、仕入れ先からも値上げ要求があり、材料価格上昇にも影響を与える。客先はCPI分の製品値上げを容易に認めてくれない。借入金利も上昇。	継続	・ CPI、金利に関する早めの情報をご提供いただきたい。	
2	日機輸	EMIR対応による煩雑な報告義務及び免除申請	・ 欧州市場インフラ規制 (EMIR: European Market Infrastructure Regulation) にて定められた規則につき、金融機関だけではなく事業会社にも取引情報蓄積機関 (TR: Trade Repository) への報告義務がある。金融機関との取引だけではなく、グループ内取引も対象となるため規制対応負担が重い。 また、グループ内取引の免除規則も導入されたが、免除申請が欧州連合と英国で異なり煩雑な手続きが必要。	継続	・ 規則の緩和、手続きの簡素化をして頂きたい。 ・ 事業会社への適用は免除頂きたい。	・ 欧州市場インフラ規則
5. 税制						
1	日機輸	国別報告書 (CbCR)の開示要求	・ EU指令により2024年6月22日以降に開始する事業年度を初年度として、国別報告書 (CbCR) を開示する必要がある。 ※国別報告事項とは、多国籍企業グループの国別の活動状況に関する情報。	新規	・ EU公開CbCRについては、EU Directiveにより一定の指針があるものの、国によって提出時期や要請内容に差がある場合がある。そのため、既存のCbCR報告義務の枠組みを逸脱した提出期限、公開内容の要請が行われないような働きかけをお願いしたい。	・ 各国の税法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	国内ミニマムトップアップ税の導入時の事務負担増加懸念	・新国際課税ルール第二の柱導入に伴い、各国で国内ミニマムトップアップ税の制度整備が進められている。	新規	・可能な限りOECDモデルルールにQIIRに準拠し、多国籍企業に過度な事務負担が発生しないような制度にして頂きたい。	・各国の税法
6. 雇用						
1	日機輸	イギリスからシェンゲン加盟国で仕事をする場合の労働日数制限	・イギリスにある露光装置のサービス拠点に所属する社員が、シェンゲン加盟国で仕事をする場合に、年間に働くことのできる日数の上限があり、また就労ビザを取得する必要性も議論されている。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。(2023年1月時点)	継続	・半導体装置に従事する技術者においては、BREXITと同様に、規制なくシェンゲン域内で現場作業に従事できるようにして頂きたい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働・滞在許可取得手続の不統一・不明確・煩雑	・日本からのEU域内への日本人駐在員の派遣、およびEU域内の移駐に際しては、「EU」として制度が統一されているわけではなく、ビザ・労働許可の取得手続が明確化されていない国・ケースが見受けられる。取得に要する日数が分からず長期化することもあり、業務に支障をきたす。 フランスでビザの種類・申請プロセスが公開されるなど一定の進捗があるが、さらなる改善を望む。	継続	・手続き・内容・所要日数の明確化。	
2	日機輸	労働・滞在許可取得手続の不統一・不明確・煩雑	・EU各国内で労働・滞在許可の手続きにかなり差異があり、また煩雑。駐在員がEU内異動の場合(例：ベルギーからフランス)、新たに許可取得に時間がかかり、また許可申請中の移動に制限があるためビジネスに支障をきたす。 ⇒EPA発効後、日本人駐在員のEU域内の異動の簡素化が期待される(ただし、EU各国によって対応がバラバラというのが現状)。	継続	・EU間手続きの統一化。	
3	日機輸	電子渡航認証システムの模倣サイト	・2023年11月導入のETIAS(エティアス)電子渡航認証システム申請について、既に公式サイトに模したサイトが検索サイトでヒットする。	継続	・ETIAS電子渡航認証システムの正式導入時には、公式サイトと非公式サイトとの区別を明確にしてほしい。 ・ESTA同様に模したサイトへ申請者が申請しないよう対策して頂きたい。	・ETIAS(エティアス)
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	模倣品取締対策の強化不足・罰則の不十分	・模倣品の撲滅に向けた取組みを行っているが、模倣品が後を絶たない。国際協力による模倣品取締体制の強化不足や模倣品業者に対する不十分な罰則・損害賠償などが要因の一つである。 また、税関などが模倣品を没収したとしても、その没収した模倣品の保管、輸送並び	継続	・下記対応を実施していただきたい。 一 知的財産権執行法令強化。 一 税関取締り強化。 一 模倣品輸入差止手続導入、簡素化。 一 正規輸入者に対する没収模倣品の関連費用負担軽減。	・ACTA-国際模倣品 撲滅貿易協定(2010年10月)
2	日農工	知的財産権侵害品の横行	・中国産の模倣品、コピー品の流入により、ブランドイメージの棄損、販売への影響あり。	新規	・欧州における水際対策強化に向けた働きかけ。	
3	日機輸	私的複製補償金制度	・私的複製補償金制度については、私的複製に使われない場合(汎用品の存在・メディアの個人的使用、業務利用をいかに適切に除外するかなど)も対象となっていること、ライセンス対価との二重払問題、複製権を主張しない権利者の存在、分配にまつわる問題など、様々な問題点が指摘されているところである一方、デジタル世界の発達により補償金制度に頼らない創作者への対価の還元が可能となるはずである。 上記を踏まえた上で、現状の補償金制度は加盟国毎に異なっているため、 ①特に越境取引の場合にはある製品に二重に補償金がかかったり、補償金が安い(あるいはない)国の事業者が有利な立場に立つなど、本制度が製品の企画販売流通の足かせになっているとともに、域内単一市場の形成を妨げる要	継続	・【制度的観点】 一 私的複製補償金制度を廃止してほしい。創作者への対価の還元は私的複製補償金制度ではない別の方法によるべきである。 ・【実務的観点】 一 現状の制度運用を前提とした場合、各加盟国の補償金対象機器・媒体及び金額または率に関する情報を、各加盟国の規定に忠実な形での英語でECウェ	・DIRECTIVE 2001/29/EC

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>因となっている。</p> <p>②また、煩雑な補償金制度を補償金制度が適用されている加盟国毎に調査・検討をしなければならず、事業者の実務的にも過度な負担がかかっている。</p>		<p>ブサイトに掲載してほしい。</p> <p>－なお、かかる英語掲載を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のウェブサイト上での掲載と、アクセス容易性の観点からECウェブサイト上で各加盟国のアクセス先の表示をして欲しい。</p>	
4	日機輸	私的複製補償金制度	<p>・ディレクティブ第5条2項(b)では、公正な補償（補償金）には、技術的手段の適用・不適用を勘案することが求められているが、これを国内法に明示的に反映していない加盟国がある。</p>	継続	<p>・各加盟国で、技術的手段の適用・不適用の勘案することを徹底して欲しい。</p>	・DIRECTIVE 2001/29/EC
5	日機輸	私的複製補償金制度	<p>・2010年10月に欧州裁判所の判断が出され（C-467/08）、</p> <p>①自然人が使用する場合を除いて、業務用製品に対して私的複製補償金を課することはディレクティブに反すること</p> <p>②私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること</p> <p>③私的複製補償金は、私的複製の受益者たるユーザーが最終的に負担すべきことがいわれた。</p> <p>しかし、各加盟国においては、本判決は必ずしも実現されておらず、多くの加盟国で業務用製品への課金が現在も行われている。また、一部の加盟国では、一旦業務用製品も含むすべて私的複製可能機器にも課金をした後、事後的に業務用製品にかかる補償金を返還する制度を導入している。しかし、本制度は一時的であっても本来支払う必要のない補償金の支払を強制されている上、返還手続きにかかるコストにより、事業者には大きな負担となっている。</p>	継続	<p>・Vitorino Recommendationsに基づき、ECがガイドラインを制定するなど指導力を発揮し、各加盟国において左記判決が早期に実施されるようにして欲しい。</p>	・DIRECTIVE 2001/29/EC ・CJEU (C-467/08)
6	日機輸	私的複製補償金制度	<p>・私的複製補償金の支払義務がありながら支払をしない業者が現実に多数存在するとの話がある。かかる事実は、誠実に支払いを行う事業者が競争上不利な立場に立たされることを意味する。</p>	継続	<p>・現状の制度運用を前提とした場合、支払義務を履行していない事業者と誠実に義務を履行している事業者との公平を図る措置を講じるべきである。</p>	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	欧州電池規則（ドラフト）に対する懸念	<p>・新しいバッテリー規制は、バッテリーの持続可能性パラメーター、性能、安全性、回収、リサイクル、二次寿命、およびエンドユーザーと経済運営者向けのバッテリーに関する情報に関する規則を定めている。</p> <p>【電池、Cd、Hg、Pbの物質の制限（すべての電池）】</p> <p>－二酸化炭素排出量の要件（容量が2kWhを超える産業用、EVおよび場合によってはLMTバッテリー）</p> <p>－Co、Li、Pb、およびNiのリサイクルコンテンツ要件</p> <p>－バッテリーの取り外しと交換が可能（ポータブルおよびLMTバッテリー）</p> <p>－回収率（ポータブルおよびLMTバッテリー）</p> <p>－回収された廃電池はリサイクルに入る（すべての電池）</p> <p>－国連およびOECDのガイドラインに基づく原材料、Co、天然黒鉛、LiおよびNiのサプライチェーンのデューデリジェンス（産業およびEVバッテリー）</p> <p>－バッテリー管理システム(BMS)には、健康状態やその他のパラメーターに関する情報が含まれ、独立したオペレーターが転用および再製造（産業用、EV、および場合によってはLMTバッテリー）に利用できるものとする。</p> <p>－QRコードの使用提案を含むラベリングとマーキング（すべてのバッテリー）</p> <p>－CEマーキング>技術文書&コンプライアンス評価</p>	継続	<p>・バッテリーのバリューチェーン全体にわたるESGパラメーターの測定、監査、および報告に関するルールを管理するための、標準化されたグローバルな報告フレームワークを模索する。EUバッテリーパスポートは、データ主権に基づき、バッテリー情報のオープンソースで相互運用可能な電子交換システムにリンクされており、業界のイニシアチブと一貫して開発されるべきである。</p> <p>・責任ある鉱物イニシアチブなどの既存の業界主導のデューデリジェンススキーム、プログラム、および基準は、企業がサプライチェーンのデューデリジェンス要件を達成できるようにするために、欧州委員会によって認識されるべきである。一貫性を確保し、業界の管理負担を軽減するために、バッテリー固有のデューデリジェンス法とEU/国レベルでの水平的な法との間の重複や矛盾を避けることが重要である。</p>	・Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7588
2	医機連	欧州電池規則	<p>・2023年の中頃、現行の電池指令が電池規則に改正（施行）されるという情</p>	継続	<p>・法改正の施行に伴い、十分な移行期</p>	・Proposal for a

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		(ドラフト)に対する懸念	<p>報を工業会から入手している。電池規則（ドラフト）によると、主要な改正点として、①電池メーカーは第三者認証機関から認証を取得してCEマークを表示する、②電池を使用するセットメーカーはラベリングの対応をする、などがある。特に、①について、欧州当局による第三者認証機関の認定、電池メーカーによる第三者認証機関からの認証取得にはかなりの期間を要すると推測される。よって、今回の法改正の施行に伴い、十分な移行期間を設定しなければ、セットメーカーとして電池を搭載する機器の販売に多大な影響が出る。</p> <p>→2023年7月に発行された電池規則によると第三者認証機関からの認証が必要な電池は一部のものに変更された。弊社で使用する電池については第三者認証が不要であることが確認できた。</p>		間を設定する。	REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020
3	日機輸	欧州電池規則の非現実的な要求に対する懸念	<p>・2023年7月28日に公布された電池規則は、単体の電池のみならず機器同梱や組み込み電池をも対象とし、持続可能性、安全性、表示、情報提供、拡大生産者責任、廃電池の回収処理、デュレリジェンスといった多岐にわたる要求が定められており、電池や電池を使用する多種多様な製品が影響を受ける。</p> <p>一方、要求事項の詳細や具体的な適合方法、適用対象外となる条件、法文自体の解釈には依然として不明点が残る。欧州委員会に作成権限が付与されている委任法(Delegated Act)や作成が義務付けられているガイダンスによって詳述化・明確化されることになっており、施行時点では具体的な対応が取れない。</p> <p>上記状況により、適用開始にあたって十分な検討期間、対応期間が取れず産業界の対応が困難となる懸念がある。さらに、現実的な電池の使用状況を十分に考慮した規制になっているとは言えず、実際の規制対応にあたり混乱を引き起こし、製品流通に影響を及ぼす懸念がある。</p> <p>例えば、以下の様な状況で混乱が生じる懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品メーカーが電池メーカーに製造委託する場合、電池の使用者（適合責任者）と実際の電池の製造者が異なる。機密を理由に、電池の製造者が技術文書を製品メーカーに提供しない場合がある。 EU域外において同じ電池が異なる製品メーカーの製品に組み込まれる場合、同じ電池を複数の経済事業者が上市することになる。 小型の電池で表示スペースが無い場合は取説、包装上への表示が必要。他社製の小型電池を製品に組み込んだ状態で最終製品を上市する場合、最終製品の取説、包装に電池メーカーがすべき表示をすることとなる。 原則、電池のユーザー交換を可能にする必要があり、小型軽量を重視した製品の電池を取り外し可能にすることで製品が大型化し、製品特性が失われる。防水性を持つ製品の電池を取り外し可能にすることで防水性の維持が困難となる。 デュレリジェンス要求の詳細を定めるガイダンスの作成期限が強制日の6か月前であり、施行までに十分な期間がない。また、欧州委員会が認定しwebsiteで公開することになっている第三者スキームについて、認定基準、公開時期が明確化されていない。 	変更	<p>・委任法やガイダンスの作成にあたり産業界と綿密なコミュニケーションを取り、経済影響を考慮し、政策目的を達成可能かつ必要以上に商品性を阻害したり、貿易障壁的とならないよう、現実的な要求事項の策定を行って頂きたい。</p> <p>・電池の実際の使用状況を十分に考慮したうえで、現実的な対応を行えるような委任法、ガイダンスを作成頂きたい。</p> <p>・また、産業界が余裕をもって対応できるように、適用開始日よりもできる限り早期に作成頂き、もし作成が遅れる場合は該当する要求事項の適用開始を遅らせる措置を取って頂きたい。</p>	<p>・ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020</p>
4	JEITA	欧州電池規制の複雑・不明瞭	<p>・2023年8月に発行された欧州電池規則の内容が非常に複雑でかつ不明瞭な記述もあり対応に苦慮している。</p>	新規	<p>・わかりやすい表現、文書構成にして頂きたい。</p> <p>・判断に迷う内容について、問い合わせできる窓口を設置して頂きたい。</p>	<p>・バッテリー規則 Regulation (EU) 2023/1542</p>
5	医機連	高額なMDR認証の審査費用/審査官により異なる審査基準	<p>・【○】 欧州医療機器規則（MDR）認証のための審査が高額であり、医療機器指令（MDD）で掛かる費用の5～6倍程度の費用となる見込み。 また、技術文書の審査が本国のエキスパートが対応することのだが、担当により前回OKだったものが次回NGとなるケースが出ている。</p>	継続	<p>・費用の軽減。</p> <p>・審査統一と明確化、審査結果が異なる場合の救済措置。 ※最終的には、日欧相互認証</p>	<p>・MDR</p>
6	医機連	欧州医療機器規則(MDR)認証取得手続の未整備・遅延	<p>・【○】 欧州認証機関N.B.に何度も問い合わせしているが、MDR認証に関する手続きの概要、および見積もりについての回答がされない。あるいは、回答が遅い。また、各審査に時間がかかりすぎて、とても経過措置期限までに間に合わない。</p>	継続	<p>・MDR経過措置期間の再延長。</p>	<p>・MDR</p>

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			行政当局からのガイドライン発出の遅れや、N.B.審査・指導の遅れが影響している。			
7	医機連	欧州医療機器規則(MDR)認証取得手続の未整備・遅延	・認証機関の対応が遅いため、欧州医療機器規則(MDR)認証取得の遅れにより新製品の販売開始が出来ず事業に多大な影響が出る可能性がある。 レガシーデバイスの販売延長が認められたが、2024年5月26日までに提出すべき正式な申請が未だに認証機関から提示されない。(問い合わせても認証機関のオペレーションが確定していないとのこと。)	継続	・認証機関の対応改善、期限内の認証取得に向けた支援。	・REGULATION(EU)2017/745
8	医機連	欧州医療機器規則(MDR)認証取得手続の未整備・遅延	・認証機関の対応が遅いため、欧州医療機器規則(MDR)認証取得までの日程が強制日である2024年5月に間に合わない可能性が高く、製品を販売できなくなり事業に多大な影響が出る。	継続	・認証機関の対応改善、期限内の認証取得に向けた支援。	・REGULATION(EU)2017/745
9	医機連	MDR移行期限延長の運用の不透明	・2022年12月にEU保健政策担当委員から欧州医療機器規則 (MDR) 移行期限延長の提言がなされたが、具体的な内容については不透明のままである。 MDR審査が認可されている欧州認証機関(NB)数が2022年末時点で36社にとどまっており、2024年5月26日までに大多数の医療機器がMDRへの移行が完了せず、EU域内で医療機器不足に陥るリスクがあることを考慮すると、MDRの移行期限延長の提言は歓迎すべきことであるが、現時点で移行期限が延長された場合に、①医療機器指令 (MDD) を維持する場合、毎年維持審査が必要になってくるのか? ②延長期間中も、Significant change (品目追加や製造所の変更など) は認められないのか? など不透明な点がいくつかあると考えられている。	継続	・まずはMDR移行期限の延長が承認されるように働きかけて欲しい。その上でMDR移行期限延長中のMDD製品の扱いなど、その詳細の運用についてはガイドラインの発行等を通じて、明確に示して欲しい。	・Medical Devices Regulation(EU) 2017/745 (MDR)
10	医機連	臨床評価の厳格	・医療機器のMDD (指令) 維持及びMDR (規則) への移行申請にあたり、臨床評価に関する要求が厳しくなっている。弊社は日本の家庭用医療機器でCE認証を受けている。そのため、臨床研究に関する資料が要求されているレベルのものが無い。文献評価ルートで臨床評価を行っているが、類似品に関する要求も厳しくなっているため文献評価ルートの維持、申請が困難となっている。	継続	・日本での医療機器の認証とWell established technology 機器としての実績によって臨床評価が免除されるよう交渉して頂きたい。	・MDD : Medical Device Directive 93/42/EEC ・MDR : Medical Device Regulation 2017/745 第61条、付属書14
11	医機連	EU内での法規制の不統一	・REACHやCLP規則では医療機器は対象外としている一方、欧州医療機器規則(MDR)では一部適用等で確認作業が非常に煩雑。	新規	・医療機器にかかる環境規制の明確化、明文化。	・REACH ・CLP規則 ・MDR
12	医機連	審査機関の申請手続の遅延	・審査機関でのレビューに時間を要して申請してから承認までの期間が読めない。	新規	・審査機関の増加による審査スピードアップ。	
13	印刷機械	CE規格適用の重い負担	・弊社はドイツに事務所があったが2023年に撤退。 その理由として、弊社の機械はカスタムメイドという事もあり、機械の仕様が少し追加 (例: オプション) となっただけでもCE仕様の機械へ適合させる場合、毎回CE規格の認定検査を受ける必要があり、これらのコストにより、機械価格が大幅に上がる。加えて日本からヨーロッパへの輸送費等も機械販売価格に加わり、更にコスト・値段が上がってしまう。その為、実質的にヨーロッパマーケットへの販売金額は高額となり、現地ヨーロッパの競合メーカーに対して、競争力がまったく無い状態となってしまった。	継続	・JIS規格を取得すればCE規格工業規格・基準・安全認証が取得できるようにして欲しい。	・CE規格
14	日機輸	RE指令の整合規格公示の遅れ	・2016年6月12日にRE指令が発効され、2017年6月12日までR&TTE指令との置換えに係る移行期間にある。その間にRE指令適合に必要な整合規格が官報に公示され自己適合宣言が可能であるが、整合規格の公示が遅れると共に、適用すべき規格が明確になっておらず、草案規格で適合する必要がある。この場合、本来NB (Notified Body) の関与が必要ないにもかかわらず、NB関与を余儀なくされ、必要以上のコスト負担が強いられる。草案規格で適合宣言をした場合、整合規格として公示された場合、改めて差分の評価を実施し、適合宣言をし直す必要がある。	継続	・草案状況の規格であっても、速やかに整合規格として公示する。 ・草案状況の規格が整合規格となった場合、整合規格以前に草案で宣言した評価を適合推定を与える。 ・合わせて、RE指令の完全実施を延期する。	・DIRECTIVE 2014/53/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC
15	日機輸	不適切な規格適用の採用	・ EU ErP Lot 7 外部電源の改定案が検討されている。 ドラフト内、ANNEX 3 耐久性要求適合の整合規格にETSI ES 202 874-1 V 1.2.1が引用されている。本規格はネットワーク内で継続的に使用されることが想定される機器の外部電源を対象としている。本規格が整合規格になった場合、改定案が対象とする外部電源に一律で適用される可能性があり、ネットワーク内で継続的に使用されることが想定される機器の外部電源以外に適用となった場合、適用規格としては適切なものとはならない。	新規	・ 対象製品に見合った、整合規格の採用。	・ EU ErP Lot 7 外部電源規則案 ・ ETSI ES 202 874-1 V 1.2.1
16	日機輸	欧州標準化審議からEU非加盟国の排除	・ 2022年11月30日付で欧州議会は欧州標準化規則改正案を採択、発効された。これによりEU/EEA非加盟の第三国（日本を含む）はEUの標準規格開発の意思決定プロセスから排除される。 これはEUの技術標準にEUの利益・利権を守る目的で独自要件を導入し、第三国に対する貿易障壁とすることが予想され、日本のモノづくりに甚大な影響を及ぼす可能性がある。	継続	・ 日-EU間の標準化相互連携に基づき、当該改正内容から日本は除外されることを欧州委員会・議会から書面にて確認して頂きたい。	・ Amend Regulation (EU) No 1025/2012
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・ 炭素国境調整メカニズム(CBAM)規則について、以下の問題がある。 - EUのCBAM移行期間が2023年10月開始し、2024年1月末に第一回目報告期限を迎えた。不正確な報告や報告を怠れば（輸入者に）罰金を課すという制度でありながら、内容に不明瞭な点も多いため、内容確認や具体的対応の検討が思うように行えず大変な負担となった。また輸出者各社から調査依頼を受けているが、各社依頼内容が様々であり、対応に相当の工数を要している。 - 2025年からEU指定の計算方法での炭素量算出が必須となるが、非常に難解な内容である。ボルトやナットなどの鉄鋼製品は、実生産者が中小規模の生産者であることが多く、対応が非常に困難で、また相当の負担が予想されるため、代理で計算できるツールの検討が必要である。 - 控除されるべき「日本で支払った炭素税」については、何を炭素税と捉えるのか現時点は不明である。	新規	・ 対象品拡大の抑制。（現在の限られた対象製品対応だけでも相当な負担となる見込み。） ・ 日本政府からの情報展開もお願いしたい。 ・ 英国でもCBAM導入が決定されたが、EU版と同一の制度となるようお願いしたい。（計算方法が異なることになれば、対応がさらに困難）	・ REGULATION (EU) 2023/956 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism
2	印刷機械	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・ HS72、73、76類の鉄鋼、アルミニウム製品については2023年10月より移行期間ではあるが、EUに輸入される対象製品の製品プロセスで発行したCO2の直接排出量の報告義務が求められており、最終的にはCBAM証明書の購入という形でEU圏内のカーボンニュートラルに繋がるものと思われるが、情報が少なすぎるため、どのように準備していけば良いかわからない。	新規	・ 多くの情報を開示して欲しい。	
3	日機輸	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・ 2024年1月より開始された炭素国境調整メカニズム（CBAM）規制における輸入報告の負担が大きい。具体的には直前まで報告用のポータルサイトにシステム不具合が頻発しており、前広な報告が不可能であったこと、またガイダンスの発表も直前であった事より、サプライチェーン関係者に対する認知も低い状態が続いている。	新規	・ 報告項目の簡素化・セミナーの定期開催。	
4	日鉄連	CBAM規則のWTOルールとの不整合	・ 2021年7月14日、欧州委員会が炭素国境調整メカニズム（CBAM）の設置に関する規則案を発表。EU域内の事業者がCBAMの対象となる製品をEU域外から輸入する際に、域内で製造した場合にEU排出量取引制度（EU-ETS）に基づいて課される炭素価格に対応した価格の支払い（CBAM証明書の購入）を義務付ける。2023年から予備段階として報告制度を開始し、2026年から実際の支払いの義務化を開始予定。 2022年6月22日、欧州議会において可決。 2022年12月13日、欧州委員会、欧州議会、閣僚理事会の三者で開催される非公式協議（トリローク）において概要以下で大筋合意。 - 対象範囲：鉄鋼、アルミ、セメント、電力に加え、水素、特定条件	変更	・ グローバルな視点での温暖化対策上の効果が期待できないこと、WTOルールとの整合性に疑義があり導入に反対。	

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>下での間接排出、いくつかの投入原料</p> <ul style="list-style-type: none"> - 移行期間（CBAM証明書を購入を伴わない報告のみ）：2023年10月1日から2025年12月31日まで - 本格導入：2026年1月1日 - EU-ETSの無償枠削減スケジュール：26年:2.5%, 27年:5.0%, 28年:10.0%, 29年:22.5%, 30年:48.5%, 31年:61.0%, 32年:73.5%, 33年:86.0%, 34年:100.0% ・2023年5月16日、欧州委員会が炭素国境調整メカニズム（CBAM）を設置するための規則を公布、翌日に発効。 ・2023年6月13日、欧州委員会が移行期間（2023年10月1日～2025年12月31日）に適用する実施規則案を公表、パブリックコメントを募集。 ・2023年8月17日、欧州委員会が実施規則および関連文書を公布。 ・2023年10月1日、CBAM報告書の提出義務を伴う移行期間が開始。 			
5	日機輸	EU域内排出量取引制度に伴うコスト転嫁	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年からEUの温室効果ガス排出量取引制度(EU-ETS)に海運が組み込まれるが、海上運賃の年間固定契約を結んでいても、船社によっては欧州向けの船荷にEU-ETSを課徴する方針を出しており、コストアップにつながった。 	新規		
6	日機輸	カーボンフットプリントの法規制の未整備・不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンフットプリントの法規制対象範囲が広範で、多岐に渡る一方で、決定プロセスが曖昧な分野も多い。 ・カーボンフットプリントの算定ルールが未確定で複雑な上、国によって有利不利が偏ってしまう。CRM(重要な原材料)は有毒化学物質とは限らないことから、その情報把握が現在のサプライチェーンの仕組みと合致しておらず、把握困難。CEマーキングのための適合性評価機関がEU域内であることが必要とされており、域外企業が評価しづらい状況となっている。 ・また、評価規格がEUに有利とならないよう国際規格に則ることが必要。総じて、多くの規則案の移行期間が早めに設定されているようで、産業界に混乱を招いている。 	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・総じて議論の時間が短すぎる。暫定の移行期間であるにしても、移行期間を長めに設定する発信をして欲しい。 ・また、評価は国際的に公平なものとなるように配慮をお願いしたい。 ・そもそも定義が不明瞭で、解釈が多岐に渡り対応に苦慮している。加えて、条項によっては詳細が下位法やガイドラインに委ねられており、その発行が待たれる状況。産業界がスムーズに対応するために、解釈のガイドライン（例えばQA）や早期の付属文書の発行の要請を要望して頂きたい。 	・電池規則
7	医機連	F-gas規制(改正ドラフト)の施行までの短すぎる準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州理事会と欧州議会は2023年10月5日現行のF-gas規則の改正ドラフトについて暫定的な政治合意に達したと発表した。この改正ドラフトが施行された場合、一部のカテゴリの機器でHFC（フルオロカーボン）使用の制限が拡大される。当社の製品もこの新たな制限の対象に含まれるため、冷媒の代替策などの対応が必要になる。 ・この規制の主な問題点は、規制施行までの期間が短いことである。規制への適応には時間がかかる一方で、この規制では施行期日が迫っており、施行期日までに対応することは難しい。施行期日までに対応が間に合わなかった場合、HFC冷媒を使用する研究用冷蔵・冷凍機器の販売に多大な影響が出る。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・規制施行までの期間の延長。 	・(EU) No 517/2014
8	日機輸	PFAS規制の不合理・過度な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年前半に有機フッ素化合物（PFAS）の規制案が公開され、2023年3月22日から半年間のコメント募集が行われた。物質群として規制されるため、CAS登録番号などでの明確な指定がない点や、対象製品などを含めて、十分なリスク評価や代替可能性の検討を行わずに指定されている点が問題点としてあげられる。PFASは、電気電子機器にとって、必要不可欠な物質であり、未だ代替品も存在しないものが多く存在することから、特定の含有部品とそれらを使用した製品、及び交換用部品について適用除外を設定しない場合、欧州に電気電子機器を上市できなくなる可能性がある。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・対象化学物質のCAS登録番号指定、科学的なリスク評価と、代替可能性評価に基づく対象の指定と適切な猶予期間の設定などを行って頂きたい。 ・産業界と綿密なコミュニケーションを取り、経済影響を考慮し、必要以上に商品性を阻害し、貿易障壁的とならないよう、現実的な要求事項の策定を行って頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ https://echa.europa.eu/registry-of-restriction-intentions/-/dislist/details/0b0236e18663449b ・ Regulation (EC) No 1907/2006
9	印刷機械	PFAS規制の不合理・過度な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・素材への有機フッ素化合物（PFAS：Per and Polyfluoroalkylsubstances）規制につき大きな脅威を感じている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・代替品が広く確立されるまでは規制緩和をお願いしたい。 	
10	日機輸	PFAS（ペル・ポリフルオロアルキル物質）関連のREACH	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年以降、REACH所轄官庁は、さまざまな種類のPFAS（ペル・ポリフルオロアルキル物質）とそれらの毒性プロファイルを区別する意図はなく、非常に大きなグループのPFASについてREACH制限文書を準備している。RECHARGE調査によると、主に2つのカテゴリーで、バッテリー業界で 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・PFASの制限範囲は依然として非常に大きく、フッ素ポリマーが含まれる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ECHA Restriction proposal on PFSA https://echa.europa.eu/de/-/echa-receives-

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		規制	使用されているのはフルオロポリマーのみである。 - バインダーとして電極レベルで使用：PVDF（ポリフッ化ビニリデン） PTFE（ポリテトラフルオロエチレン）リチウムベースのバッテリー、ニッケルベースのバッテリー、およびナトリウムベースのバッテリーに使用。 - セル/バッテリーレベルでのその他の用途：セパレータ コーティング、添加剤、ガスケット/シール、パイプ、バルブ、シーリング（FEPやPTFEなど）。 ポリマーの危険性評価からフルオロポリマーはリスクの低いポリマーである。			pfass-restriction-proposal-from-five-national-authorities
11	日機輸	「持続可能な化学物質戦略」がリスクベースというよりも、ハザードベースでの規制強化方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会は、2020年10月14日、「欧州グリーンディール」の一環として、「毒性がない環境のための汚染ゼロの野心」を達成するための「持続可能な化学物質戦略(CSS)」を公表した。内容的にリスクベースというよりも、ハザードベースでの規制強化の方向。 電気・電子機器(EEE)業界への影響が特に大きいと思われる施策は下記の通り： <ul style="list-style-type: none"> - エッセンシャルユース（必要不可欠な用途）以外のPFAS制限 - PFASのグローバルな制限に向けた取り組み（ストックホルム条約、バーゼル条約等。→現ストックホルム条約の基準ではPFASを付属書A・Bに掲載するのは難しい。条約そのものの改正提案を検討する?） - CLP・REACH規則の見直し（登録情報、認可・制限プロセス、SVHC判断基準 → 現基準ではSVHC指定や制限の難しいフッ素化合物も指定できるようにする?） - REACHにおいて物質を“グループ”として扱うための施策（→RoHSの制限物質検討にも影響?） - 制限・認可の新たな条件“mobility(移動性)”の提案（→PFASなどが制限可能になる） 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策検討に当たっては、ステークホルダーの意見も考慮（段取りを追った意見収集）。 ・ エッセンシャルユースの定義検討で“最終製品がエッセンシャルユースかどうか”ということで議論が進んでいるが、RoHSの適用除外同様、“その物質が技術としてエッセンシャルかどうか”という考え方にならないと、製品が成り立たない。REACH規則など、今後大きく影響するため、考え方の整理が重要。 ・ リスクベースの規制検討。特にPFASとしてフッ素化合物をトータルで規制しようとする動きが進んでいるが、物質数が数千もあるPFASはEEEにとっては無くてはならない物質も多数存在し、このまま規制されるとEEEが製造・販売できなくなる。物質それぞれでリスクアセスメントを実施した上で、制限するに値すると判断した物質についてはCASで明確にし、移行期間や除外、産業界が管理できる閾値での制限を求める。 ・ 変更、規制に当たっては十分な猶予期間の設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な化学物質戦略（CSS：Chemicals Strategy for Sustainability） ・ REACH規則での制限検討
12	日機輸	化学物質規制に関する情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械や材料に対する特定の化学物質の禁止など、環境に関連する現地の要件を見つけて追跡することが困難。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国バラバラなウェブサイトの機械や材料の環境に関するチェックと追跡のための明確な要件。 	
13	時計協	RoHS除外項目審査スケジュールの不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【O】RoHS除外項目（6a、6c他）の審査スケジュールについて、欧州委員会の審査手続きが遅れた状況にあり、現在もいつ確定するか不明。そのため、最短時期を想定し除外解除への対応（材料切替え、在庫処置等）を計画せざるを得ないことで、部材廃棄等の損失が発生している。また、欧州域内で上市する製品の管理、現地代理店と連携した遵法対応も未確定では進まない状況となっている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査手続き、スケジュールを明確にして、製造者の損失をMin化できるようにしてもらいたい。 ・ また、現地の在庫消化のため、施行猶予期間を2年以上（現在は12～18カ月）に延長してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ RoHS指令：2011/65/EU
14	日機輸	RoHS指令適用除外の重い運用負担とRoHSリキャスト及び物質追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年に見直されたRoHS指令適用除外の運用負担（最初の延長申請期限2015年での調整・対応の負担）とRoHSリキャスト及び物質追加について。RoHS指令の「適用除外」は定期的に見直されることになっており、一般的な電気電子機器に関しては5年毎の見直しとなっている。しかしながら、延長申請にはサプライチェーンをまたがった産業界での意見集約なども必要で、申請に至るまでのみならず、コンサルタントからの質問への対応など、長期間にわたって多くの産業界に著しい負担となっている。更に、ELV指令においてもほぼ同じ適用除外が別のタイミングで見直されるため、大きな負担となっている。また、適用除外の整合を図る点でも課題と認識している。RoHSリキャスト、物質追加も予定されているが、上記、適用除外更新含め、案件が同時並行で進行しているためにどれも予定通り進んでおらず、断片的な欧州委員会の対応により産業界としても時間的拘束が大きい。 	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用除外の見直し期間の長期間化(例えば10年)。 ・ ELV指令との重複適用除外に関しては、見直しタイミングを同期させる。 ・ ECHAはREACH規則の流れで化学品の扱いには慣れているが、成形品への扱いには慣れておらず、その点でも懸念している。 ・ また、適用除外の細分化は産業界の負担になっており、結果、審議の大幅な遅れにも繋がっていると考えます。 ・ 追い打ちをかけて、物質追加もRoHSで検討されていた物質が検討遅 	<ul style="list-style-type: none"> ・ RoHS指令：2011/65/EU ・ ELV指令：2000/53/EC

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			RoHSリキャストは2024年欧州委員会の作業計画書になく、一方、欧州委員会がコンサルタントに委託していた制限物質追加・除外追加/更新の検討を、欧州化学品庁 (ECHA) が行うよう (第5.6条) 改正提案がなされた (2023年12月)		れにより、後手で検討され始めた REACHに移行されたりと、産業界としては2度手間になっている。案件を精査し、検討スケジュールを明らかにして頂きたい。	
15	医機連	各国環境法規制の実施要件の不統一	・ 欧州、中国、ブラジル、UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なっており、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。	継続	・ 各国食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。	・ 環境法規制
16	時計協	環境法規制の乱立	・ 環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・ 法規制のグローバル統一化。	・ 環境法規制
17	自動部品	欧州ELV規制	・ 欧州ELV指令の改定に伴い、サーキュラーエコノミーに対する高い具体的な目標が設定されたが、実現するためには、確保する量、質の問題、品質保証する具体的な基準などを業界・国と一体となった活動が必要。部工会を通じ活動中。	継続		
18	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・ 廃棄物枠組指令改定に含まれる包装部分の国内法化を機に、EU加盟国が独自の包装要求を追加する事例が多発 (イタリアやフランスは各国語独自表記を要求)。 CE政策に伴うEU包装材と包装廃棄物に関する規則 (案) での義務付けと達成年度に対し、実現可能性が見えない中で制定されても困る。 また、含有物質関係の新規要求は有害物質規制適合自己宣言による「適合宣言」+「技術文書」での証明で、規則発効1年後から適用されるとあり、対応において懸念あり。	変更	・ 新しくEU包装材と包装廃棄物に関する規則が提案された。従来の指令から規則となることから、各国独自の要求を排除し、EU域内で記号を完全に統一することを強く要望。 ・ 一方、製造者はグローバルで包装材を共通化していることが多いことから、EU以外向けの表示については禁止対象外とすることも併せて要望。 ・ 従来は規制制定後にガイドラインが非常に遅れて公開されており、産業界は対応に苦慮している。実現検証 (根拠) をもとに、具体的なルール・ガイドラインを産業界と共同して制定した上で、規則及び下位法を制定するように要望。	・ EU包装材と包装廃棄物に関する規則 (案)
19	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・ グローバルに循環経済活動の高まりで、包装材等での包装材等での材質表示マーク (or リサイクルマーク) に関わる規制が活発化。各国あるいはアメリカにおいては州単体で、独自ルールで運用される場合 (マークが異なる、他国のマークの記載を禁止するなど) が散見されており、結果、個別対応を強いられ、更新頻度も高くなり、事業負荷が高いことはもとより、グローバルに見ても非効率的に思われる。	新規	・ 独自ルールは貿易制限的でもあり、循環経済を遂行する上でもグローバルに統一することを政府間でグローバルに協議頂きたい。	・ 各国の包装材等の規制 (材質表示マーク (or リサイクルマーク) に関わる規制)
20	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・ EUにおいて、包装材のリサイクル、再利用や、包装廃棄物削減を目指す規制案が提案されている。原則すべての包装材をリサイクル可能とすることの義務、プラスチック包装における一定の再生材利用義務、包装の最小化の評価の実施などの規定が含まれ、事業者の実施が困難である。	継続	・ 実効性を確保するために、現実的に実装可能な要件としてほしい。 ・ 輸送中の衝撃から製品の品質を保持するために不可欠な包装については、リサイクル可能でなくても使用を認めしてほしい。 ・ 再生材の商業的な利用可能性を考慮した要件としてほしい。 ・ 個々の包装について最小化の評価を実施し、技術文書へ記載することは過度な負担となるため要件を削除してほしい。	・ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	自動部品	企業サステナビリティ報告制	・ サステナビリティ報告制度が承認されたが、内容が不明瞭で、強制適用に間に合わないリスクがある。	新規	・ 内容熟知のため、日本語の資料を提供いただきたい。	

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		度の不明瞭、対応の困難				
2	日機輸	企業サステナビリティ報告制度の不明瞭、対応の困難	・企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）およびEUタクソミーに関して、広範なESG情報の開示が要求されることとなるが、対応には多大な準備作業が必要。また、2028年度以降は日本側でグローバル開示が要求されるため、この対応も大きな懸念となる。	継続	・経過措置の拡張、延期。	
3	日機輸	企業サステナビリティ報告制度の不明瞭、対応の困難	・製品の二酸化炭素排出量と脱炭素化の具体的な目標により、多くの自動車関連顧客とのビジネスに参入するために製品環境性能データが必須となる。スコープ1～3排出量の透明性を要求する業界顧客の数が増えている。2025年度からのCSRDの報告義務 > 会社の経営報告書へのサステナビリティデータの掲載、デューデリジェンス開示、第三者監査。	継続	・顧客やその他の利害関係者からの増加する要求をサポートするために、ESGパラメータへのアクセスごとにグローバル データベースを開発する。	・CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive) https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0380_EN.pdf
4	自動部品	企業サステナビリティ報告制度の不明瞭、対応の困難	・炭素国境調整措置(CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism)を始めとする欧州初の法的拘束力をもった案件に対する対応、主にデータ流通基盤に関わる対策の検討。	継続		
5	日商	企業サステナビリティ報告制度対応に係る負担増大	・EU企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）に係るデータ開示の要求が多岐に亘り、1000を超えるデータポイントの測定など欧州子会社への負担が膨大。日本本社にてコンサルを起用しグループ内個社毎の対応範囲を検討中であるが、個社にて広範且つ多数のデータ測定～開示を要求される見込み。	継続	・欧州子会社個社でなく親会社による連結レポートで一部代替可とするなど、子会社の負担軽減策を日本企業にアドバイスして欲しい。	・CSRD、コーポレート・サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence (CSDD) Directive)関連法
6	日機輸	デジタル市場法	・デジタル市場法（DMA：Digital Market Act）は欧州委員会による立案（ドラフト）で、大企業が力を乱用することを防止し、新規プレイヤーが市場参入出来るようにし、欧州デジタル市場でのより高度な競争を確保することを意図している。最新のドラフトではOSが申請の基準として定義されており、スマートTVやその他の消費者向け製品は機器を動かすためにOSが入っており、特にスマートTVに影響を受ける。	継続	・CEメーカーは、DMAの焦点がスマートフォン/タブレット、PCにあるため、現在の定義は変更されるべきであり、消費者向けCE製品（特にスマートTV）は「巻き添え被害」に過ぎないと考えている。業界団体等を通じて現在共同ロビー活動が行われている。	・2020/0374 (COD) ・COM(2020) 842 final
7	日機輸	EUの法律(指令)によるEU市場の細分化の拡大	・EUの法律は、多くの場合、指令として発行される。指令は、EU加盟国によって現地の法律に置き換えられる予定であり、ヨーロッパ全体で市場の細分化が進んでいる。非常に悪い例は、視聴覚メディアサービス指令（AVMSD：Audiovisual Media Services Directive）である。欧州委員会は現在いくつかの法案を提出しているため、市場の細分化がさらに進むリスクがあり、EU市場向けの製品の開発と販売がますます複雑になっている。	継続	・ヨーロッパで市場の細分化が進む傾向を止め、調和のとれたEU単一市場に向けて取り組み。	
8	日機輸	複雑で市場に適さないEUの法律が増加	・現在、EUの法律はますます複雑で、十分に熟考されていない傾向があり、多くの不明確な点があり、一部は実用的でなく、最終的には市場に適さないものがある。以下2例： ①CRA/CSAは、インターネットに接続されたデバイスのセキュリティを向上させるために、製品開発（HW&SW）およびアフターセールス製品メンテナンス（SW更新）のためにいくつかの対策を求める良い意図を持つ法律。ただし、要求される文書作成や報告は、製造業者にとって高い労力を必要とする。 ②データ法は、消費者がIoTデバイスによって収集/生成されたデータに対して第三者にリアルタイムアクセスを許可する権利を含め、消費者がデータをより多く制御できるようにする法律。この法律は、個人（単一ユーザー）デバイス向けに書かれているが、マルチユーザーデバイス（例：SmartTV）にも適用されるため、完全に実用的ではない。	新規	・EUの法律は、採択される前に実用性と市場適合性を確認する必要がある。そうでないと、法律の実用的な実施を明確にするために不必要な数の法的手続きが発生することになる。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	個人情報の国外移転規制	・ Brexitにより、2019年3月29日以降にEUから個人データを転送する場合、英国が第三国（非EEA加盟国）になる可能性あり。 EU委員会は移行期間が終わる前に、4年後に自動的に失効するという決断をし、英国が個人情報保護に関して十分なレベルにあると判断された場合のみ更新される。	継続	・ 合意なき離脱の場合、ECが英国に対し妥当性判断をする可能性はない。 ・ 2020年12月24日にEUと英国はTCAを締結。両国間の個人データ転送については6か月間の「ブリッジングメカニズム」あり。英国政府は英国の組織が個人データをEU/ EEAに転送する方法に変更はないと述べている。	
2	日機輸	個人情報の国外移転規制	・ 事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集しているすべての法人は、原則その情報を国外から移転するには当該国の法令で定められた手続きが必要となるが、国・地域により法的に要求される手続きが異なり、その対応のために事業者の多重の負担が必要となっている。 個人データの十分性認定国以外への移転に関しては、契約以外に移転先国毎の法制度の調査と追加対策を求められる。	継続	・ 個人情報の越境移転対応の統一化に向けて、国際的な調和を進めて頂きたい。	・ EU一般データ保護規則 (GDPR: General Data Protection Regulation)
3	自動部品	個人情報の国外移転規制	・ SuccessFactorsにおいて、人員情報を管理しているが、欧州従業員の情報も保有しており、閲覧権限の制御とデータ保管国の規制があり、対応が必要となった。 －閲覧権限：人事の特定者のみ閲覧可能に設定を変更。 －データ保管国：今回は、たまたまアメリカデータセンターでの保管だったため、対応不要。	継続	・ 今後、個人情報を有するクラウドサービスを利用する際には、サービス提供者によるGDPR準拠などの情報を開示してほしい。 ※既に開示されているかも？	・ EU一般データ保護規則 (GDPR: General Data Protection Regulation)
4	日機輸	乱立するデジタルデータ関連法規の複雑・域内での不整合	・ EU一般データ保護規則 (GDPR: General Data Protection Regulation) に基づいて個人データを保護することを目的とした法律に加えて、データとAIに関する包括的な欧州戦略の一環として、多くの法律が制定され、今後も制定見込み。これらの法律は、データのための欧州単一市場の発展を促進するための新しい法的枠組みを創設する。 既存および計画中の法的行為は、法的な不確実性を高めている。新しい法的概念の解釈や法的行為の区別が困難。この新しい法的枠組みは非常に複雑。入り組んだ法的行為が、EUおよび国家レベルでの適用権を巡って争っている。企業は、ますます厳しくなるデータ規制要件のジャングルを進み、コンプライアンス要件を満たす必要がある。データアクセス、データ交換、およびデータ利用に関する新しい規則は、しばしばGDPRの規制内容と衝突している。 －GDPR (2018) －Regulation on the free flow of nonpersonal data (EU) 2018/1807 (2018) －Data Governance Act (2022) －Digital Services Act (2022) －NIS2 Directive (2023) －Data Act (2024) －ePrivacy Regulation －AI Act	新規	・ 包括的なガイダンスが切実に必要である。	・ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) ・ Regulation (EU) 2018/1807 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union ・ Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data Governance Act) ・ Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act) ・ Directive (EU) 2022/2555 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on measures for a high common level of cybersecurity across the Union, amending Regulation (EU) No 910/2014 and Directive (EU) 2018/1972, and repealing Directive (EU) 2016/1148 (NIS 2 Directive) ・ Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of data and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act)
5	日機輸	欧州データ法の運用細則の不明確	・データへのアクセスと利用を促進することを目的とした、欧州データ法 (Data Act)が2023年末に採択され、2025年9月12日から適用が開始する。これにより、ユーザーがIoT製品および関連サービスを利用することによって生成されたデータの共有義務や、データにアクセスしやすい製品・サービス設計を施す義務等が、製造業者や販売業者等に課されることになる。しかしながら、本法の規定内容には不明確な部分が多くあり、その一例として、ユーザー等に共有しなければならないデータの範囲や、必要な製品・サービス設計の基準が明らかではない。適用開始に向けた対応準備が必須であるところ、遵法のために具体的にどこまでの対応が求められているか不明確であることが大きな問題となる。	新規	・ 欧州データ法における不明確な規定内容について解説するガイドライン等を発行して頂きたい。	・ Regulation (EU) 2023/2854
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	自動部品	中部発着の欧米路線が未再開	・ 新型コロナウイルスの流行により、ほぼすべての海外路線が無くなり、現在では段階的に再開されているものの、中部圏においては欧米路線の再開が無く、駐在員の渡航や一時帰国などにおいて身体的な負担になっている。	継続	・ 中部圏への欧米路線の再開の働きかけ。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・ イスラエル紛争に端を発して紅海における商船への攻撃が続いている。そのためスエズ運河を経由せずに喜望峰周りで欧州及び紅海周辺国に向けて航路を変更する船社が続発しており、世界中のサプライチェーンに影響を及ぼしている。具体的には、海上LTの延伸、海上運賃市況の高騰、スペースの制約、将来的なコンテナ不足など。	新規		
2	自動部品	フーシ派の船	・ 紅海沖でコンテナ船が攻撃された件を受け、各船社がスエズ運河を回避し	新規		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		船攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	た運航ルートへ変更している。それに伴い、欧州向けサービスは輸送工期の長期化が発生しバックアップのための航空輸送を余儀なくされている。また、輸送工期長期化の影響で各船社共通して、2024年2月以降スペース枯渇が見込まれている。早期スペース確保のために本船CUT日の1カ月前に予約を行う必要があるとフォワーダーからアナウンスされているが、1カ月前に出荷物量を確定することも難しく、困っている。			
3	自動部品	フーシ派の船攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・イエメンの反政府勢力フーシ派による紅海でのコンテナ船攻撃によりスエズ運河ルートでの貨物輸送ができなくなり喜望峰ルートへ航路変更。これにより輸送リードタイムが長くなり、また、輸送費用も高くなり、輸送に支障をきたしている。	新規		
4	印刷機械	フーシ派の船攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・紅海・アデン湾でのイエメン武装組織フーシによる船舶への攻撃問題で弊社の欧州向け海上輸送に混乱が発生している。航海日数の長期化、コンテナスペースの確保難が顕著化してきている。	新規		
5	印刷機械	フーシ派の船攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・紅海航行リスクに伴う海運への影響について、以下の問題がある。 －EU域内等への運行日数の延伸 －コンテナ廻送の延伸 －スペースの切迫と運賃の高騰	新規	・安全な航行の確保。	
6	印刷機械	フーシ派の船攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・スエズ運河手前、イエメン沖での強奪行為により、EU向けのコンテナ船価格が急上昇（約3倍）した上、喜望峰回りと納期遅延になっており対応に苦慮。	新規	・早期の紛争解決。	
7	日商	フーシ派の船攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・フーシ派による紅海航行船舶に対するミサイル攻撃に伴う紅海ルート閉鎖によって引き起こされた輸送費の高騰により日本輸出品の価格競争力が低下している。	新規		
8	日商	フーシ派の船攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・弊社はベトナムをはじめとするアジア圏のグループ内工場で製造された製品を欧州に輸入し販売している。紅海問題によりスエズ運河が通行できなくなり喜望峰周りとなったことにより、海上輸送リードタイムが長期化した。そのことにより定期的な供給が途絶え空輸などのバックアップを行っている。供給責任は果たしているものの輸送コストが大幅な損益悪化を引き起こしている。	新規	・紛争の早期終結により海上輸送航行の正常化を期待する。	
9	日機輸	フーシ派の船攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・紅海の危険増加に伴い、スエズ運河を回避する動きが加速、リードタイム増加、追加運賃増加に伴い、輸送コストに与えるインパクトも増大、また先行きの見通しが不透明（事態も長期化を予想）である事より、サプライチェーンの抜本的な見直しも余儀なくされている。	新規	・紅海の治安改善、スエズ運河の安全性を担保する国際的な働きかけ。	
10	自動部品	フーシ派の船攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・船便輸送工期3週間延長により欠品を懸念、回避するため空輸対応。	新規	・(政府からの事態鎮静化要請)	
11	自動部品	フーシ派の船攻撃による	・海上輸送のリードタイムが大幅に延び、販売計上から回収までの期間が増加している。これに伴い航空輸送の「需要>供給」の状態も継続しており運	継続		

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		紅海、スエズ運河航路の影響	賃が高騰している。			
99. その他						
1	自動部品	円安・物価の高騰	・欧米の物価高騰の勢いが日本と比較してもスピードが速く、特に家賃については毎年値上がりが続いている。当社では毎年、地域の家賃相場、海外駐在員の家賃を調査し、適正な家賃手当の増額を行っているが後手に回る傾向が続いており、駐在員の不安要素となっている。	継続		
2	日農工	競合他社による販売店の縛り	・競合他社は現地販売店に対して、他社メーカーを扱った場合に販売店マージンを削減するなど実質ペナルティとなるような契約をしており、販売店も従わざるを得ない状況。弊社製品の販売活動に影響あり。	新規	・競争法に反した契約がなされていないかの調査実施と改善に向けた働きかけ。	・EU競争法

※経由団体：各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。